

1 大規模事業評価制度の導入について

(説明者：企画部長)

(1) 主な意見等

- 要綱の第3条において、「法令、条例等に基づき補助金又は負担金が支出されるものについては、当該補助金又は負担金に係る部分は評価対象外とする」といった但し書きにより一部事業を対象外としている。しかし、多額の市費を投入する事業である場合などでは、「なぜ対象外とするのか」という市民の素朴な疑問に対して説得力に欠けるのではないか。
 - 要綱ではこうした表現に留めているが、法令や条例に基づき支出する補助金や負担金については、その法令や条例の下で、既に事業実施の妥当性の検証を行っており、この制度による評価の対象から外しているものである。
- 組合施行の再開発事業などの場合、当該再開発事業の中に複数の公共施設が入る可能性があるが、これら施設を個々に評価するのか、それとも再開発事業に伴うものとして総体で評価するのか。
 - 事業によって調整が必要となるものもあるが、原則としては個々の施設ごとに評価を行う。
- 区画整理事業などを評価対象とするか判断する場合、工区ごとの判断でよいか。
 - 工区ごとに組合が設立されるものは、事業が他の工区とは分離されるものと想定されるので、工区ごとの評価でよいものと考えている。
- 市民から聴取した意見をどのように扱うのか。
 - パブリックコメントのように市の考え方を回答することは行わないが、事業を所管する局が内容の見直しを行うなど、参考とするものである。
また、事業実施に至るまでの意思形成過程や判断要素について、市民への透明性を確保するという点にも重きを置いて、この制度の中に意見聴取というプロセスを講じている。
- 他市の大規模事業評価制度はどのようになっているのか。
 - 政令指定都市では、横浜市、大阪市、京都市、北九州市などが制度を設けている。評価対象金額については、各市の規模によって異なるが、評価制度のプロセス自体は、概ね本件と同様のもので、市民に評価シートを開示して意見聴取を行っている。
- 評価対象とする総事業費の20億円と、外部評価の対象となる50億円についての妥当性は。
 - 横浜市では評価対象を20億円以上、外部評価の対象を80億円としている。京都市は10億円以上を内部評価の対象、大阪市では外部評価のみで100億円以上を評価対象とするが、施設建設事業の場合は50億円以上、北九州市も外部評価のみで50億円以上を対象としている。
こうした他市の事例や本市の都市規模、平成20年3月に出示された行政評価検

討委員会の検討結果を受け、本制度の評価対象とする総事業費を決定したものである。

- 新たな制度の導入ということなので、評価実施上の不都合や判断に迷うケースなども想定される。当面、評価対象になることが予想される事業については、評価対象とする範囲などについて共通認識が持てるように、事前にシミュレーションしておく必要があるだろう。
 - シミュレーションを作成して、共通認識が持てるよう周知する。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

2 新道路整備計画の策定について

(説明者：土木部長)

(1) 主な意見等

- キャンプ座間の外周の計画路線については3つの案があり、どの案になるかは未定である。整備候補箇所図を見ると、既に道路案が決定しているように線が記載されており誤認される恐れがあるので修正してほしい。
- 都市計画決定しているが、長期未着手となっている路線は何路線あるのか。
 - 10路線あるが、起点から終点まで未着手の路線は2路線だけである。県道など他の路線でその機能が補完される部分については、都市計画決定された路線であっても、将来的に廃止を検討することになる。
- 都市計画道路村富相武台線の麻溝台新磯野地区の部分については、最終的には4車線化するとの構想があったはずだが、本計画にその旨は記載されていないのか。
 - 将来的な構想としてはあるものの、本計画では即時実現が難しい4車線化を掲載せず、通過交通の分散化の観点から、都市計画道路町田新磯線と都市計画道路上鶴間線をつなげるようなネットワークの構築やキャンプ座間の外周道路など、代替路線を掲載している。
 - 但し、この計画は社会経済状況の変化に合わせ見直しを図ることとなっているため、見直しに際し、都市計画道路村富相武台線の4車線化が掲載される可能性はある。
- 都市計画決定しているものの、未着手となっている路線について、係争となったものや、判例などがあるか。
 - 都市計画決定により、長期にわたって私権に制限をかけながら、「損失補償の必要はない」という考え方には大いに疑問があるという最高裁判所裁判官による補足意見がある。また、社会状況の変化などに対応するため、都市計画道路の見直しのガイドラインの検討が進められている。実際の判例については、改めて調査しておく。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する。

以 上